

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

(1) 納入額 (月額)

区分	現行	改正案
区長	1,175,000円	1,213,000円
副区長	949,000円	980,000円

(2) 期末手当の支給月数

	現行	令和7年度（案）	令和8年度以降（案）
年間支給月数	3.88	3.92(+0.04)	3.92(+0.04)
6月	1.940	1.940(——)	1.960(+0.02)
12月	1.940	1.980(+0.04)	1.960(+0.02)

2 施行期日

- (1) 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 納入額に係る改正 本年12月1日
- (3) 令和8年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和8年4月1日